

別表第2(第12条関係)

区分		使用料	
条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合	物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日につき1,650円及び1㎡につき1日20円	
	業としての写真又は映画の撮影	写真	写真機1台につき1日110円
		映画	撮影機1台につき1月1,100円
	興行	1㎡につき1日 10円	
	競技会、展示会、博覧会、集会及び各種行事その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部の独占利用	1㎡につき1日 2円	
公園施設を設置及び管理をする場合	公園施設を設置する場合	1㎡につき1月 110円	
	公園施設を管理する場合	1か所につき1月 3,300円	
公園を占用する場合	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	宇佐市行政財産使用料条例(平成17年条例第81号)別表に掲げる種別に応じ、同表に定める額	
	電線(架空線)その他これらに類するもの		
	変圧塔その他これらに類するもの		
	ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの		
	郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所		
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1㎡につき1日 20円	
	警察署の派出所及びこれに附属する物件又は天体気象若しくは土地観測施設	1㎡につき1日 10円	
	標識、工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設又は土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場	宇佐市道路占用料徴収条例(平成17年条例第210号)別表に掲げる占有物件に応じ、同表に定める額	
	その他物件工作物又は施設	1㎡につき1日 20円	